

## 令和2年第10回羽幌町議会臨時会会議録

### ○議事日程（第1号）

令和2年11月30日（月曜日） 午後 2時00分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 議案第67号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第 5 議案第68号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第 6 議案第69号 羽幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 7 議案第70号 羽幌町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

### ○出席議員（10名）

1番 金 木 直 文 君	2番 磯 野 直 君
3番 平 山 美知子 君	4番 阿 部 和 也 君
6番 船 本 秀 雄 君	7番 小 寺 光 一 君
8番 逢 坂 照 雄 君	9番 舟 見 俊 明 君
10番 村 田 定 人 君	11番 森 淳 君

### ○欠席議員（1名）

5番 工 藤 正 幸 君

### ○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町 長	駒 井 久 晃 君
副 町 長	今 村 裕 之 君
監 査 委 員	鈴 木 典 生 君
会 計 管 理 者	渡 辺 博 樹 君
総 務 課 長 兼電算共同化 推 進 室 長	敦 賀 哲 也 君
地 域 振 興 課 長	清 水 聡 志 君
財 務 課 長	大 平 良 治 君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	豊島明彦君
総務係長	嶋元貴史君
書記	山田太志君
書記	菅豪志君

◎開会の宣告

○議長（森 淳君） ただいまから令和2年第10回羽幌町議会臨時会を開会します。

（午後 2時00分）

◎町長挨拶

○議長（森 淳君） 町長から議会招集挨拶の申出がありますので、これを許します。  
町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 令和2年第10回羽幌町議会臨時会の招集に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

議員の皆様におかれましては、何かとご多忙のところ、また先般の臨時会に続きご出席を賜りましたことを厚くお礼申し上げます。

さて、本臨時会に提案いたしております審議案件は、給与改正等に係る条例案4件であります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます、招集の挨拶とさせていただきます。

◎開議の宣告

○議長（森 淳君） これから本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（森 淳君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、

7番 小 寺 光 一 君                      8番 逢 坂 照 雄 君

を指名します。

◎会期の決定

○議長（森 淳君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日間と決定しました。

◎諸般の報告

○議長（森 淳君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本日の欠席届出は、5番、工藤正幸君であります。

会議規則第21条の規定により、本日の議事日程表は配付いたしましたので、ご了承願います。

次に、地方自治法第121条の規定により、本臨時会に説明員として出席通知のありました者の職、氏名を一覧表として配付してありますので、ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

◎議案第67号～議案第70号

○議長（森 淳君） 日程第4、議案第67号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、日程第5、議案第68号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、日程第6、議案第69号 羽幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例、日程第7、議案第70号 羽幌町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、以上4件について関連がありますので、一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、敦賀哲也君。

○総務課長（敦賀哲也君） ただいま上程されました議案第67号から議案第70号まで4件を一括して関連がございますので、提案理由とその内容につきましてご説明申し上げます。

今回の改正につきましては、令和2年人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じて提案をいたしておりまして、特別職及び議会議員の皆様につきましても一般職に準じて改定し、会計年度任用職員については所要の調整を行うこととしてご提案申し上げます。

初めに、提案の理由となりました今回の給与改定の概要につきましてご説明申し上げます。給与改定の内容につきまして、今年度は月例給の改定は行われず、期末、勤勉手当の引下げのみでありまして、年間支給割合を0.05月分引き下げるものであります。この引下げ分は、全て12月支給分に反映するものであります。なお、令和3年度以降は、この引下げ分を6月と12月の支給割合に均等に反映することとしております。

以上が今回の概要でございます。

それでは、議案の説明に入らせていただきます。初めに、議案第67号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

令和2年11月30日提出、羽幌町長。

改正の内容であります。別紙でお配りしております議案説明資料、議案第67号から第70号の1ページ目に説明資料を、5ページから6ページ目にかけて新旧対照表がございますので、御覧ください。新旧対照表は、左側に現行条文を、右側に改正案を記載し、改正箇所には下線を引いて表示しております。

資料の1ページ目を御覧ください。1番の期末、勤勉手当の引下げでございますが、引

下げ分を期末手当に反映し、年間支給割合を現行の2.6月分から2.55月分に改めるものであります。

資料の(1)になりますが、改正案の第1条では引下げ分を全て12月支給分に反映するもので、表のとおりでございますが、一般職員は6月支給分は変更がなく、12月支給分が0.05月分引き下げられるというものであります。

次に、資料の(2)であります。改正案の第2条では先ほどの(1)で改正した支給割合を再度改正し、6月支給分と12月支給分に均等に振り分けるものでございます。これにより、令和3年度以降につきましては6月支給分と12月支給分の割合は等しくなるものであります。

次に、2番、附則でございますが、本改正条例の施行期日は令和2年12月1日としておりますが、冒頭にも説明しましたとおり、第2条の改正は令和3年4月1日に施行する旨を規定しております。

以上が改正内容の説明であります。なお、改正文の朗読は、ただいまの説明をもって省略させていただきます。

続きまして、議案第68号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

令和2年11月30日提出、羽幌町長。

改正の内容でございますが、一般職の給与改定に準じまして特別職の期末手当を改正するものでございます。

資料の2ページ目に説明資料を、新旧対照表は7ページ目になります。期末手当を0.05月分引き下げ、年間支給割合を現行の4.45月分から4.4月分に改定するものであります。

資料2ページ目の(1)の表になりますが、支給割合を6月支給分は2.1月分に、12月支給分は2.3月分にそれぞれ引き下げる改正であります。ただし、(2)に記載のとおり、令和2年12月の支給割合については、ただいまの改正にかかわらず、一般職と同様引下げ分の全てを12月支給分に反映する旨の附則を加えるものであります。

次に、2番の附則でございますが、施行期日は令和2年12月1日とする旨を定めるものであります。

以上が改正内容の説明でございます。なお、改正文の朗読は、ただいまの説明をもって省略させていただきます。

続きまして、議案第69号 羽幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

令和2年11月30日提出、羽幌町長。

改正の内容であります。一般職の給与改定に準じまして議会議員の期末手当を改正するものであります。

資料の3ページ目に説明資料を、新旧対照表は8ページ目になります。資料の3ページ

目を御覧ください。期末手当を0.05月分引き下げ、年間支給割合を現行の4.45月分から4.4月分に改定するものであります。

(1)の表になりますが、支給割合を6月支給分は1.7月分に、12月支給分は2.7月分にそれぞれ引き下げるものであります。ただし、(2)に記載のとおり、令和2年12月の支給割合については、ただいまの改正にかかわらず、先ほどの一般職並びに特別職と同様引下げ分の全てを12月支給分に反映する旨の附則を加えるものでございます。

次に、2番の附則についてでございますが、施行期日は令和2年12月1日とする旨を定めるものであります。

以上が改正内容の説明であります。改正文の朗読につきましては、ただいまの説明をもって省略させていただきます。

続きまして、議案第70号 羽幌町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

令和2年11月30日提出、羽幌町長。

改正の内容であります。一般職の給与改定に準じまして会計年度任用職員の給与関係の率を調整するため改正しようとするものであります。

資料の4ページ目に説明資料を、新旧対照表は9ページから10ページ目になります。資料の4ページの1番を御覧ください。(1)の附則第2項の改正でございますが、会計年度任用職員の期末手当は職員の給与に関する条例を準用しているため、議案第67号でご説明しました内容と同様に改正するもので、表に記載のとおりでございます。なお、令和2年度及び令和3年度につきましては制度移行に伴う経過措置期間であり、期末手当の算定につきましては経過措置の率を適用しているため、期末手当の額につきましては今回の改正にかかわらず、実質的な引下げはございません。

経過措置の概要につきましては、資料に記載のとおりでございますので、御覧いただき、説明は省略させていただきます。

次に、(2)の附則第3項及び第4項の改正でございますが、先ほどの説明にもありますように、会計年度任用職員につきましては経過措置期間を設けており、年間支給額の調整を行っておりますが、その調整を行う算定の基礎数値14.6に期末手当の率が含まれているため、同様に0.05月分の率を減少し、14.55とする改正を行うものであります。

経過措置の概要につきましては、資料に記載のとおりですので、御覧いただき、説明は省略させていただきます。

次に、2番の附則についてでございますが、施行期日は令和2年12月1日とする旨を定めるものでございます。

以上が改正内容の説明であります。改正文の朗読につきましては、ただいまの説明をもって省略させていただきます。

以上、議案第67号から議案第70号までの説明でございます。よろしくご審議、ご決

定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） これから議案第67号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

1番、金木直文君。

○1番（金木直文君） それでは、67号についての質問ですが、今回0.05か月分の減額ということのようでありますけれども、これを金額換算をしたら幾らぐらいになるのか、平均的な職員1人当たりというところでのいいのですが、この0.05か月分、大体どのぐらいの試算になるのかお聞きしたいと思います。

○議長（森 淳君） 総務課長、敦賀哲也君。

○総務課長（敦賀哲也君） お答えいたします。

ただいま金木議員から給与改定に伴う影響についてご質問がございましたが、今手元に平均1人当たりのものは出していないのですけれども、職員全体でどれだけ減額になるかという部分で数字を押さえておりますので、報告させていただきます。全体に係る影響額といたしましては、約201万4,000円が今回の引下げに伴う影響額というふうになっております。

以上でございます。

○議長（森 淳君） 1番、金木直文君。

○1番（金木直文君） 大体201万と言いましたか。201万ということですね。職員の数で割れば大体平均ということになるのだろうと思いますけれども、もしもこの議案を議決しなかった場合、仮定ですけれども、議決しなかった場合には職員の人件費ですから、ある分は国からの普通交付税で、基準財政需要額の中でも交付税として入ってくる部分はあろうかと思いますが、その辺の事実関係と、もしこれを決定しなかった場合の例えば国からのペナルティーのような、来年から基準財政需要額が減らされるとか、そういったおそれがあるのかどうか、その辺の情報をつかんでいればお願いしたいと思います。

○議長（森 淳君） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時16分

再開 午後 2時16分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

財務課長、大平良治君。

○財務課長（大平良治君） お答えいたします。

様々な部分で職員給与費等々の分も交付税のほうには算入はされておりますけれども、幾ら払ったから幾ら入ってくるという形ではございませんので、今回もし改定しなかったとしてもペナルティー等々、それが交付税に関しては何か出るということはないというふうに考えております。

○議長（森 淳君） 1番、金木直文君。

○1番（金木直文君） 取りあえずは心配する必要がないのかなというような答弁でありますけれども、特に今年度は通常の年と違いましてコロナウイルス感染症対策ということで、実際には3月、4月頃からいろんな対応や事業なども検討しながら、そして実際にはその事業を組んだりいろんな準備をしたりということで今現在も続いているわけです。職員の皆さんにおかれましては、通常の業務のほかに今年度は特にさらにまた上回るようなコロナ対応などで大変苦勞されているだろうと私は思います。そういった特殊事情を考えますと、給与面でもしっかり業務を支えようという考えに立って、給料を増やすというわけにはいきませんが、少なくとも減額は私はすべきではないというふうに考えています。そういった考えなどについて町側は何か検討されたかどうか、そういう考えについての意見など考えを示していただければと思います。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 職員に対する評価としてお褒めをいただいたのかなと思っておりますが、現実的には町独自に上げたり下げたりというようなことは大変難しいことではございますので、過去からずっと人事院勧告に基づいてご理解をいただくという手法を取っておりますので、今回の場合につきましてもそのやり方と申しますか、手法にのっとってこういう形でまいりましたので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（森 淳君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については、会議規則第52条により、最初に反対者、次に賛成者を発言させることとなります。討論の回数は、1人1回限りとなります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

1番、金木直文君。

○1番（金木直文君） この67号議案に対しては、最後に私が質問したような内容で今年度は通常の年と違おうと。そして、職員の皆さんも大変苦勞もなさっているだろうということを考えまして、少なくとも減額はすべきではないという考えでこの議案に対して反対をさせていただきます。

○議長（森 淳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

2番、磯野直君。

○2番（磯野 直君） 私は、この提案に賛成いたします。今回コロナという未曾有の事態で国中が大変経済も疲弊している中で、今一番考えられるのは飲食店だとか、年末に向けて倒産も増えているだろうし、一番なのは非正規雇用者がどんどん、どんどん切られていくと。そういう中で、全ての国民が大変困っているという時代の中で、本来私らだって公務員の給料を下げるなんてことはしたくはないのですけれども、公務員もそういうこと

を思っただいて、今回は下げるのに私は賛成いたします。

○議長（森 淳君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

反対討論がありましたので、この採決は起立によって行います。

議案第67号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（森 淳君） 起立多数であります。

したがって、議案第67号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

次に、議案第68号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第68号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第68号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

次に、議案第69号 羽幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第69号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第69号 羽幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

次に、議案第70号 羽幌町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については、会議規則第52条により、最初に反対者、次に賛成者を発言させることとなります。討論の回数は、1人1回限りとなります。

1番、金木直文君。

○1番（金木直文君） 第70号は、会計年度任用職員に関する費用弁償の問題ですので、特別職などと比べましても給与が低いことですし、先ほどの一般職に比べても恐らく給与は低いだらうと想像します。ですから、この減額ということについても理由としては先ほどの第67号と同様の意見をもちまして、私は反対ということ述べてさせていただきます。

○議長（森 淳君） 先ほど同様反対者、賛成者を発言させることとなりますので、今原案に反対者の発言を許しましたので、次に原案に賛成者の発言を許します。

6番、船本秀雄君。

○6番（船本秀雄君） 私は、賛成をいたします。理由につきましては、臨時職員も、臨時職員といいますか、臨時職員、嘱託、こういう方々の部分でありますけれども、これについても職員と同じく、職員だって先ほど町長も申し上げましたように、人事院勧告に基づいてやると。それから、議会議員の部分もありましたけれども、これは一般職に準じてやるということです。ずっとこれまでやってきておりますので、さらに今回新しくこういう臨時職員のが出ましたけれども、コロナの感染対策で大変苦勞されていると思いますけれども、コロナで大変だと思っておりますけれども、頑張ってくださいということで、職員と同じく私はやるということで賛成をいたします。

○議長（森 淳君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

反対討論がありましたので、この採決は起立によって行います。

議案第70号 羽幌町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（森 淳君） 起立多数であります。

したがって、議案第70号 羽幌町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（森 淳君） 以上で本日の議事日程は全部終了しました。

したがって、令和2年第10回羽幌町議会臨時会を閉会します。

（午後 2時26分）